

第 1 7 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 6 年 1 1 月 2 0 日（水） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第17回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年11月20日（水）午後3時00分～3時20分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（10人）・出席推進委員（6名）

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦

4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄

6番 木村 行男

7番 渡部 淳

8番 五十嵐 朱美

9番 五十嵐 智子

10番 二瓶 義典

坂下地区 小林 雅博

若宮地区 山内 和之

金上地区 齋藤 嘉美

広瀬地区 橋本 善和

川西地区 齋藤 文範

高寺地区 藤川 将仁

4 欠席委員・推進委員（1人）

八幡地区 桑原 博之

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第53号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一

事務局次長 大八木 栄治

農林振興班長 渡部 聡

係員 高久 佳菜

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折にご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は１０名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、八幡地区 桑原推進委員より欠席の届出があり６名です。 それでは、第１７回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第４９号の農地法第５条の用途区域外の宅地分譲用地の案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第５０号の現況確認証明については、申請者に対し非農地であることの証明書を交付済みです。以上報告します。
議長	それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。 日程第１「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、１０番 二瓶委員、２番 鈴木委員の２名を指名いたします。
議長	日程第２「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。 第１７回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】
議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。
議長	議案第５１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 （事務局朗読）
議長	本件について、事務局に説明を求めます。

事務局	本件は、これまで相対による賃貸借で譲受人がぶどうを作付けしておりましたが、譲渡人より農地を処分したいとの申し出があり、現耕作者である譲受人へ所有権移転するものです。
議長	本件について、担当委員の調査報告を求めます。
3 番 渡部委員	本件について調査の結果を報告します。譲渡人は町外であるため事務局へ確認を依頼し、譲受人には 11 月 17 日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	譲渡人については、申請の代理人を務めている行政書士へ確認し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について賛成する委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。
	(事務局朗読)
議長	本件について、事務局に説明を求めます。

事務局	本件は、これまで太陽光パネル下部の当該申請地でブルーベリーを栽培しておりましたが、猛暑の影響や水不足等により見込んでいた収量を確保することが困難な状況であることから、隣地の太陽光パネル下部で収量が確保できているドクダミへ作物を変更することとして事業計画変更申請書が提出されたものです。 ブルーベリーからドクダミへ作物を変更することに対して、周辺農地への影響は無く、パネル下で栽培実績のあるドクダミへ作物を変更することで収量が確保できる実現性が高いと考えられます。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。 よって、本件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	議案第 53 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 （事務局朗読）
議長	利用権設定 1 号案件から 2 号案件について事務局に説明を求めます。

事務局	1号は、公社が広瀬地区の田 35,458 m²を借入れ、2号の広瀬地区の認定農業者へ貸付けます。 なお、利用権設定農地の一覧については、7 ページに記載のとおりです。
議長	1号案件から2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
8 番 五十嵐委員	1号案件から2号案件について調査の結果を報告します。貸手に対し11月18日に電話にて、借手に対し11月17日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。1号案件から2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1号案件から2号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。 よって、1号案件、2号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。 これをもちまして、第17回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和6年11月20日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員